

障がい等のある入学志願者との事前相談

本研究科に入学を志願する者で、障がい（学校教育法施行令第22条の3に定める障がいの程度<下表参照>）等がある者に対しては、受験及び就学上の配慮が必要となる場合もありますので、出願に先立ち、次により相談してください。

なお、相談の時期、内容によっては、本学の試験（入学後についても）までに対応できず、配慮を希望される措置が講じられない場合もありますので、可能な限り早めに相談してください。

また、期限後に本学を志願することとなった場合及び不慮の事故等により障がいを有することとなった場合は、その時点で速やかに相談してください。

区分	障がいの程度
視覚	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
身体機能	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とするもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のため配慮を必要とするもの
その他	上記以外で、受験上及び修学上配慮を必要とする程度のもの

〔注〕日常生活においてごく普通に使用されている補聴器、松葉杖、車椅子等を使用して受験する場合も、試験場設定等において何らかの配慮が必要となる場合がありますので、事前に相談してください。

事前相談は障がい等のある志願者に本学の現状をあらかじめ知っていただき、受験及び修学にあたってより良い方法やあり方を実現するためのもので、障がい等のある方の受験や修学を制限するものではありません。

(1) 相談の方法

受験及び就学上の配慮を希望する場合は、電話又はFAXなどによりあらかじめ工学研究科チーム学務担当に連絡した上で、次の内容を記載した相談書（様式は特に定めません。）を、工学研究科チーム学務担当に郵送などの方法で提出してください。なお、相談の内容によっては、入学志願者又は出身学校関係者等との面談を行うことがあります。

- ア. 入学志願者の氏名、性別、生年月日、住所、連絡先の電話番号
- イ. 出身大学等名・卒業（見込み）年月日
- ウ. 志望専攻・教育研究分野（第二志望がある場合は、それも記載してください。）
- エ. 障がいの種類・程度（医師の診断書又は身体障害者手帳等の写しを添付してください。）
- オ. 受験及び就学上希望する具体的配慮
- カ. 出身大学等における生活状況等（主として授業関係）
- キ. その他参考となる事項

(2) 相談の時期

2019年11月8日（金）17時（日本時間）まで（土曜・日曜・祝日を除く）